第二号書式を次のように改める。

第２号書式［第9条］

証券の交付年月日等		裁定通知書の記号及び番号
	印鑑等届出書	

償還金支払場所	記名者住所	記名者氏名	印　鑑
※　（　都道府県　）	※	※	※
（　都道府県　）			
（　都道府県　）			
（　都道府県　）			

支払表示欄	年　月　日渡	年　月　日渡	年　月　日渡	年　月　日渡	年　月　日渡

記号	
額面金額	
番号	

注意　※印は、特別弔慰金請求者が記入し又は印を押すこと。

備考　用紙寸法は、日本産業規格Ａ列４

附　則

１　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

２　改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令による第十回特別弔慰金国庫債券については、なお従前の例による。

○財務省令第三十号

たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第三十六条第一項の規定に基づき、たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令

たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合）	（法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合）
第三十五条　法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	**第三十五条**　法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
［一～五　略］	［一～五　同上］
六　令和元年十月一日から令和二年六月三十日までの間に消費者が小売販売業者から製造たばこを法第三十三条第一項又は第二項の規定による認可に係る小売定価（以下この条において「小売定価」という。）により購入することに伴い、当該消費者に対し、当該小売販売業者その他の小売販売業者の負担により財産上の利益が提供され、かつ、当該財産上の利益の提供に要する費用に対し、令和元年度及び令和二年度の一般会計予算におけるキャッシュレス・消費者還元事業費補助金（以下この条において「補助金」という。）を財源とする補助を受ける場合であつて、小売定価又は小売定価からこれに含まれる消費税額及び地方消費税額の合	六　令和元年十月一日から令和二年六月三十日までの間に消費者が小売販売業者から製造たばこを法第三十三条第一項又は第二項の規定による認可に係る小売定価（以下この条において「小売定価」という。）により購入することに伴い、当該消費者に対し、当該小売販売業者その他の小売販売業者の負担により財産上の利益が提供され、かつ、当該財産上の利益の提供に要する費用に対し、令和元年度の一般会計予算におけるキャッシュレス・消費者還元事業費補助金（以下この条において「補助金」という。）を財源とする補助を受ける場合であつて、小売定価又は小売定価からこれに含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額